

こと、然もあるべし、然れどもその度、いにしへを差へず傳はれりと云こと、何を據として知れる事ぞ、答ふ、大和國法隆寺に、聖德太子の納め置給ひしと云ひ傳ふる象牙尺あり、この尺のこと、先輩も何くれと云ひ置たれども、大かたは眞物を見ずして云る説どもなれば誤り多きを、己いにし寛政四年にかしこに至りて、親しく其眞物をみて、手づから摸寫し來れるが、全體は象牙にてつくれる尺にて、すべてを薄緋に綵色して花鳥を畫き、一寸より五寸まで刻めるが、全く今の鐵尺に合へども、その以下は刻なく、曲尺の五寸に三分足らず、上の五寸とを合せて九寸七分あり、これを或は周尺なりと云ひ、或は西土もの、如くいへる人の多きは、凡て皇國の故實にうとく、かつ彼國の尺度の由來にも闡き故なり、西土の尺の由來、以下に附録す、其故はこれ全尺にあらず、古尺の本様を残せる物にて、その面に五寸のみ刻みて、以下を略せるは、五寸を倍して尺をしるに足り、寸度だに得れば、分またおのづからしらるゝ、故なり、然ればその餘りの材は用なければ、有るにまかせて其足り足らぬに拘はること無く、共に花鳥を畫きて美觀にそなへ、後來の龜鑑に納置給へる物と見えたり、然るに法隆寺古今目錄抄に、此尺者、比番匠等鉤金短三分とあり、二分はきはめて三分の誤字なり、さて此抄にかく云へるは、此尺たゞ上の五寸のみ正寸にて、其以下は餘材を存せる物なるに心づかず、一尺の全形とおもひ誤りてかくいへるなり、

〔東大寺獻物帳〕

- 紅○牙○撥○鏤○尺○二○枚
- 綠○牙○撥○鏤○尺○二○枚
- 白○牙○尺○二○枚

○按ズルニ、此ノ三種ノ尺ハ、共ニ法隆寺ノ象牙尺ト同ジモノナルベシ、而シテ紅牙尺、綠牙尺ニ刻スル所ノ度ハ、寸目ニシテ、白牙尺ニ刻スル所ノ度ハ、分寸ノ目ナリ、